

様式第1号（第9条関係）

上税住環許可 第 2 号

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

令和6年8月1日

旭星クリーン 株式会社  
代表取締役 茂田 貴範 様

上川町長 西木 光 英



令和6年8月1日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、上川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条の2及び施行規則第9条第2項の規定により、これを許可する。

令和6年8月2日から

許可の有効期間

令和8年8月1日まで

### 1 事業の範囲

イ 事業の内容	廃棄物収集運搬
ロ 一般廃棄物の種類	一般廃棄物
ハ 事業区域	上川町内
ニ 一般廃棄物の処分先	許可を有する処分場

### 2 許可の条件

- 1) 一般廃棄物の運搬車両には、必ず許可証の写しを携行し、係員により関係書類の提出を求められた時は、これに応じなければならない。
- 2) 一般廃棄物の運搬業に当たっては、交通安全に充分留意し生活環境の保全上支障を生ずる恐れのないようにすること。

### 3 許可の更新、変更の状況

### 遵守事項

- 1 許可証は他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 2 許可申請書の記載事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に届けること。
- 3 毎月5日まで前月中の一般廃棄物運搬状況の報告をすること。
- 4 許可書の有効期間が満了したとき、又は事業の廃止若しくは許可を取り消されたときは、その日から10日以内に許可証を返還すること。
- 5 その他関係法令及び条例の規定を遵守すること。

### 教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に上川町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して6月以内に、上川町（訴訟において上川町を代表する者は、上川町長となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。